

綾瀬市特殊詐欺被害防止対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者に対する特殊詐欺の被害を未然に防止するため、迷惑電話を防止する機能を有する電話機等を購入した費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民基本台帳に登録されている者であること。
- (2) 補助金を申請した日において満70歳以上であること。（ただし、市長が特別な事情があると認めた場合を除く。）
- (3) 本人及び同一の世帯に属する者が、市税を滞納していないこと。
- (4) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (5) 本人及び同一の世帯に属する者が、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、電話機の呼出音が鳴る前に、電話の相手方に警告する音声を発する機能を有し、かつ、通話中に自動的に通話内容を録音する機能を有する電話機（携帯電話及びスマートフォンを除く。）又は固定電話機に設置する機器（以下「電話機等」という。）の購入に要する費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、当該額が5,000円を超えるときは、5,000円を限度とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾瀬市特殊詐欺被害防止対策事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 電話機等の購入に係る領収書又は支払金額が確認できる書類の写し
- (2) カタログ、取扱説明書等購入した電話機等の機能が確認できる書類
- (3) 暴力団排除に係る誓約書兼同意書（第2号様式）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定したときは、綾瀬市特殊詐欺被害防止対策事業補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第11条第2項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部について返還させるものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が補助金を交付することが適当でないとしたとき。

（財産処分の制限）

第9条 規則第15条ただし書きの補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が別に定める期間は、6年とする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日以後に購入した電話機等について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市特殊詐欺被害防止対策事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

綾瀬市特殊詐欺被害防止対策事業補助金の交付を受けたいので、綾瀬市特殊詐欺被害防止対策事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

なお、申請についての審査に当たり、申請者及び同一世帯に属する者の住民情報及び市税の納付状況等を確認することについて同意します。

製造者（メーカー）	
機種（型番）	
購入年月日	年 月 日
購入金額 （消費税及び地方消費税額を除く。）	円
補助金申請額（上限5,000円）	（上記購入金額×1/2）＝ 円

添付書類

- (1) 電話機等の購入に係る領収書又は支払金額が確認できる書類の写し
- (2) カタログ、取扱説明書等購入した電話機等の機能が確認できる書類
- (3) 暴力団排除に係る誓約書兼同意書

第2号様式（第5条関係）

暴力団排除に係る誓約書兼同意書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所

ふりがな

氏 名

生年月日 年 月 日

性 別 男 ・ 女

- 1 私は綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定された暴力団員等（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを誓約します。
- 2 私は、反社会的勢力に該当するか否かの確認のため、本誓約書兼同意書に記載した情報を、神奈川県警察本部及びその他の関係機関に照会することについて同意します。
- 3 私は反社会的勢力に該当すると判明した場合は、それに関して市長が行う一切の措置について異議を申しません。

第3号様式（第6条関係）

綾瀬市特殊詐欺被害防止対策事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付で申請のあった綾瀬市特殊詐欺被害防止対策事業補助金について、次のとおり決定したので、通知します。

- 1 決定区分 交付する
 交付しない
不交付の理由（ ）

- 2 交付決定額 円